

令和 4 年度第 1 回高知市里山保全審議会 意見等整理表

議題 2 里山保全地区（葛島山）の第 3 期協定の締結について（諮問）

委員名	委員からの意見・質問
北山委員	協定の締結に際しては、「所有者等の申し出・同意→詳細調査→審議会→協定締結→土地所有者の義務」とありますが、本議題資料では調査結果が示されておらず、賛成・反対の判断ができません。条例において更新については明記されておらず、新たに協定を組む形になると思いますので、第六条に基づく里山保全地区の目的に照らし合わせて、協定の内容が合致するものになっているかを整理する必要があると考えます。本議案書のみでは、この地区が第六条に示す(1)～(5)のいずれの必要性から指定されているのか明記されておらず、何を元に検証すればよいかを読み取れません（過去の審議会資料からは(1)(2)と読み取れる）。この土地が里山としてどのような役割を持っている、何を持って環境を良好に保っていると言えるのかを、協定書あるいは地区指定に際して作成されたであろう調書等に明記し、それと合わせて審議を行うべきではないでしょうか。

議題 3 里山保全地区（ノツゴ山）の一部変更協定の締結について（諮問）

委員名	委員からの意見・質問
北山委員	締結の変更理由は、国土調査実施に伴う面積変更ということで間違いないでしょうか。それを前提に賛成といたします。もしそれ以外に理由があれば再検討しますのでお教えください。

議題 4 里山の目指すべき姿を踏まえた里山保全の取組について（報告）

委員名	委員からの意見・質問
大崎委員	委員として里山保全に関する取り組みに最大限協力をしていきたいと思います。一方で、私は外部人材であり、里山保全に係る住民及びその他の住民の行動が重要です。保全の取り組みを行うだけでなく、参画する住民を増やすためにも、様々なメニューが必要だと感じます。 東日本大震災以降、防災を切り口として地域の多様な属性の住民を巻き込む取り組みが進んできています。本事業においても防災を起点として多くの取り組みが生まれてきていると思います。 一方で、人々に前向きに参画してもらうためには、“楽しい”取り組みも必要になると思います。例えば、ハイキング、ウォーキング、サイクリング、キャンプといった取り組みなど

	<p>です。</p> <p>このような取り組みを増やしていくような取り組みについても、今後検討いただければと思います。</p>
大槻委員	<p>議題について、下記のような視点が必要ではないかと考えます。</p> <p>(1) 30年後のビジョンの設定</p> <p>市域全体での人口減少や過疎化・集落消滅など30年後に想定されるシナリオを前提に2条里山も含めた里山全体の持続的な関係が維持できる将来像（ビジョン）を設定し、条例に明記する必要があるのでは（継続的に制度設計・運用を検討するための北極星として必要）。</p> <p>(2) ビジョン達成に必要な対処の可視化と、条例のドメイン確認</p> <p>(1)の達成に必要な下部達成目標、実現のための対処を可視化した上で各省庁や市の各部署の制度との重複点を整理することで、里山保全条例で対応するドメイン（領域）を確認する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 具体的な条例の方針</p> <p>地権者（相続者）による里山保全が更に困難になることを前提に、外部主体中心の里山保全への移行も視野に入れて外部主体との多様な連携への挑戦を後押しする制度設計が必要ではないのでしょうか。</p> <p>→交流人口と同様に、関わる個人・主体の総量を増やすことを重視する。</p> <p>その中で、各里山の状況や文脈に合わせて保全のパターンが「地権者中心の保全」－「移住者中心の保全」－「外部主体中心の保全」のグラデーションの中で「決まっていなく」形が理想だと思われれます。</p> <p>取り組み例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カジュアルな形での里山交流の蓄積と可視化の仕組みの導入（ぼっちり等） ・2条里山への助成対象の拡大 ・現行の整備事業&利活用事業＋地権者と外部主体が協働した里山の維持・利活用への長期助成 ・地権者及び外部主体が受容しやすい共同管理の仕組みづくりの支援 <ul style="list-style-type: none"> -定期借地権による山林の所有権と使用権の分離 -地権者と外部主体のマッチング -補助事業採択者への事務的コストへの補助（間接経費の支払い、支援者の派遣等）
北山委員	<p>都市地域における里山は範囲が狭く、周囲に住宅等が近接して立地しているため管理を怠ると周辺へ危害が及ぶ可能性がある。そのため、都市里山の保全には定期的な維持管理の必要性が指摘でき、保全すべき里山に対しては、助成制度によって維持管理を行う意義が一定あるものとする。</p> <p>また、開発圧力は制度策定当時よりは低くなったとは見られるものの、所有者移転や相続等に伴う斜面地開発はゼロではなく、また条例に示される都市における里山の役割も一定必要なものとする。</p>

	<p>本条例における地区指定は、所有者同意を伴うものではないため、地区の増加や変更があってもよいはずであるが、行われておらず、開発抑制を背景とした里山保全という点では実効性が高いとは言い難い。</p> <p>結果的に本条例は、協定を締結した地域に対して土地利用変更の抑制とその協力金として維持管理の助成を行うことを主として運用されてきた。</p> <p>しかし、地域の活動は、10年・20年と同じ状態が続くものではなく、担い手やその時々 の課題に応じてトライアンドエラーをしながら向上させていくものであり、指定地区に限らず、より多くの斜面緑地において、必要に応じて利活用できるような事業であるべきではな かろうか。また、協定の締結は開発抑制に一定の効果を果たすと考えることもできるが、助 成金を支給するという仕組み上、協定更新時には、保全目的に照らし合わせた成果の検証も 必要と考える。また、より多くの地域が制度を活用できるよう、地区指定を伴わない協定の みとすることや、協定のハードルを下げることも検討できるのではないか。</p> <p>一方、中山間地域の里山においては、都市地域に比べると上記のような危険性は低く、ま た地区指定を伴う限定的な保全よりも広域に里地里山の保全や活用が促進されることに意 義がある。追加された里山利活用事業が、里地里山の積極的な利活用の促進や活動しようと する団体の後押しとなることが期待される。また、中山間地域では担い手不足から環境保全 が困難となっていることから、担い手育成事業を新たに展開する点も本条例の目的の推進に 寄与するものであり、今後の発展を見守っていききたい。特に、定住人口ではなく関係人口を 地域の担い手として捉える点は今後の行政施策においても重要な視点であり、とても興味深 い。</p> <p>新たに創設された里山利活用事業と里山保全地区に限定される整備事業とでは、補助限度 額に大きな差があり、この利活用事業の金額で里山の利活用の促進にどれぐらいの効果が期 待できるかは不明瞭であり、積極的な活動を行う団体や地域に対しては、ハード整備にも活 用できるよう、上記に述べた協定の拡大や、地域団体等を認定し、継続的な補助を行える仕 組みがあれば良いと考える。</p>
橋詰委員	<p>里山の保全については、地域住民或いは地域外の人に関わりながら居心地いい環境を作 りあげて行ってほしい。</p>
藤井委員	<p>やはり、里山というものは利用されることに存在意義があると思います。大学生（特に県 外出身者）を取り込んだ体験や、学校の野外授業や課題に積極的に利用していただくのがよ いと思います。その一環で、子供が自然体験できるアスレチック的な自然を活用したあそび 場を構築して（安全面や維持管理の問題があるが）誘致し、日頃から近隣住民が存在を認知 し利用するのが理想です。どのようにしていくかは今後、考えていかななくてはならず、課題 も多いですが、成功事例を集め、あきらめず続けることが重要と考えます。</p> <p>一方で、保全と共生を高く意識している我々としては、高知市をとりまく里山および鏡川 の条例に対して気になる点があります。</p> <p>①協定書に、「木竹の伐採」を禁じていますが、外来植物（モウソウチク）などは伐採すべ きですし、在来種でも積極的に手を入れていかななくてはなりません。書面では、どう も手をつけてはいけないうように読み取れます（保育以外での伐採もありえる、例えば除</p>

	<p>去など)。もう少し具体的に書くなど、次回以降はその点考慮いただきたいです。</p> <p>②国家目標でも生物多様性がかかげられ、持続可能な社会を目指すとなっている中で、逢坂峠開発における希少種への保全に対する積極性の低さがみられました。鏡川清流保全条例の指定区域付近の吉原溪谷と敷ノ山において鉱山開発とそれに伴う県道6号拡張工事が計画されていると聞きますが、高知県固有種となる新変種（未発表、近く論文が発表予定）が見つかっています。貴重な植生あってこそその里山・鏡川の景観だと考えますが、そういったものについて果たして条例が機能するのかどうか、しっかり守られていくものかどうか、気になるところです。</p>
堀澤委員	<p>資料4に関して、意見を申し上げます。</p> <p>(1) 里山保全地区指定と助成金・補助金の今後について</p> <p>保全区指定によって一定の成果が挙げられていることには同意いたします。しかし里山保全区が抱えている問題は今後少しずつ深刻さを増すと考えられるので、所有者問題、担い手問題に対処していかなければならないと考えられます。</p> <p>(2) 鏡川流域関係人口創出事業の例について</p> <p>上流（とあえて言います）と下流をつなぐ上手い仕掛けとしてポイントとスマホアプリを上手に使っていると思います。このような仕組みは、これまでのコツコツとした環境保全や市民活動の取り組みに、スマホの普及と高齢化、コロナなどを含む社会情勢の変化が重なって実現したように感じます。諦めるには早いということを示していただいたように思います。</p>
松本委員	<p>助成措置の現状と課題を踏まえ、対象地域の見直し（5条森林以外の2条森林：非林業利用森林、鏡川流域への拡大）を行って解決に踏み出した点は、高く評価したい。</p> <p>「残す里山」と「生かす里山」の2方向の取組を志向し、協定締結者に限定せず、利活用希望者にも支援を拡充し現在の里山を取り巻く状況に対応している点は、活動の持続可能性を支える取組と言える。関係人口の増大を目指すうえで利用支援の取組は重要だが、他方で、地域側では若者の関与への期待が大きさを増しており、外部依存が急速に進む懸念もある。</p> <p>「里山への関わり」の形が自身にとって意味のある・必要なものであると感じられる仕組みが、当事業の目指す「里山が保全される社会の仕組み」の中に具体化されるように、検討を重ねなければならない。この「保全に係る仕組み」は「利用を伴う保全の仕組み」と同意である。交流人口から定着人口へ、次のステップを構想する段階が来ている。</p> <p>例えば、鏡川流域をはじめとした里山資源を活かした生活提案に基づく新しい住民確保はどうだろうか。近年特に自然災害が多発する国となった日本では、安心して暮らすためには、自然菜園（最低限の食材確保）、薪用林・薪ストーブ（最低限の熱源確保）、雨水貯留（最低限の水資源確保）が不可欠である。そして、これらを提供できるのは里山地帯である。宅地もしくは空き家に小規模な森林と農地を抱き合わせて、半自立型の安心できる生活を打ち出してはどうだろうか。ネックになる教育や医療については、高知市であるメリットを生かした地域連携で支えることができるという条件を持つ鏡川流域は、他にない強みを持つと言えないだろうか。</p>
山本委員	<p>里山保全地区以外の各地域のヒアリングからは、高知市における里山を取り巻く現状を俯</p>

瞰して知ることができた。

担い手不足はどこ地域、どの分野でも言われており、それを解消すべく交流事業に対する補助を継続するというのは非常に重要である。

同時に、里山を「活かす」ことを目指すとすれば、例えば保全区域以外への直接の補助ができる基金の設立といった、実際に森林に入ることにフォーカスを絞った取組も検討する必要もあるだろう。

また、現在はいわゆる「林業」ではない「山仕事/半林半X」に興味がある人の相談窓口がなく、興味がある人を取り逃がしてしまっている現状も少なからずあると思われる。

実際に前回の審議会以降でも、多くはないが数人の方が山仕事に興味があると直接私に相談をくれ、土佐山での森林整備の活動に参加してくれている方もいる。

高知市の里山でのプレイヤーはまだまだ多くいると思われ、そういった方々のリストアップや窓口・仲介役は、高知市里山保全審議会委員並びに事務局の方々がすぐにでも実行できることではないだろうか。

そうした経済的、人的ネットワーク等のリソースをパッケージ化した「高知市里山ファンド」のようなものができれば面白いかもしれない。